

### 3 農村

---

### 3 (1) 多面的機能

- 農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより、農産物の供給以外の多面にわたる機能（多面的機能）を有している。



機能の種類	評価額
洪水防止機能	3兆4,988億円／年
河川流況安定機能	1兆4,633億円／年
地下水かん養機能	537億円／年
土壌侵食（流出）防止機能	3,318億円／年
土砂崩壊防止機能	4,782億円／年
有機性廃棄物分解機能	123億円／年
気候緩和機能	87億円／年
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円／年

（注）農業の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会等の討議内容を踏まえて評価を行ったものである。

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（平成13年11月）及び関連付属資料

### 3 (2) 農村の人口や集落

- 農村の人口は過去40年間一貫して減少しており、都市部に比べ高齢化が進展。
- この20年で約5,000の集落が農業集落としての機能を喪失。

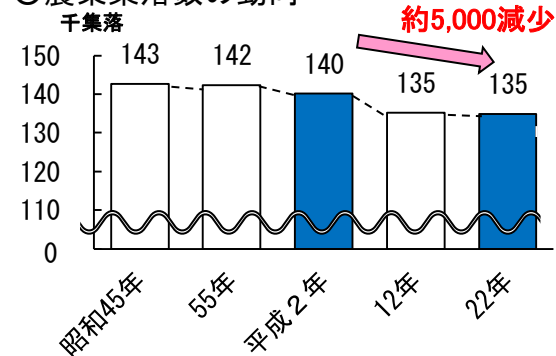
#### ○全国の人口と農村の人口

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	増減率 (H22/S45) (%)
人口(万人)										
農村	4,867	4,812	4,713	4,770	4,546	4,432	4,412	4,344	4,194	86.2
全国	10,467	11,194	11,706	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	12,806	122.3
農村/全国(%)	46.5	43.0	40.3	39.4	36.8	35.3	34.8	34.0	32.8	-

資料：総務省「国勢調査」

注：ここでは、市町村の区域内で人口密度4,000人/k㎡以上の地区が、互いに隣接して、その人口が5,000人となる人口集中地区（DID地区）以外の地区を農村にとらえた。

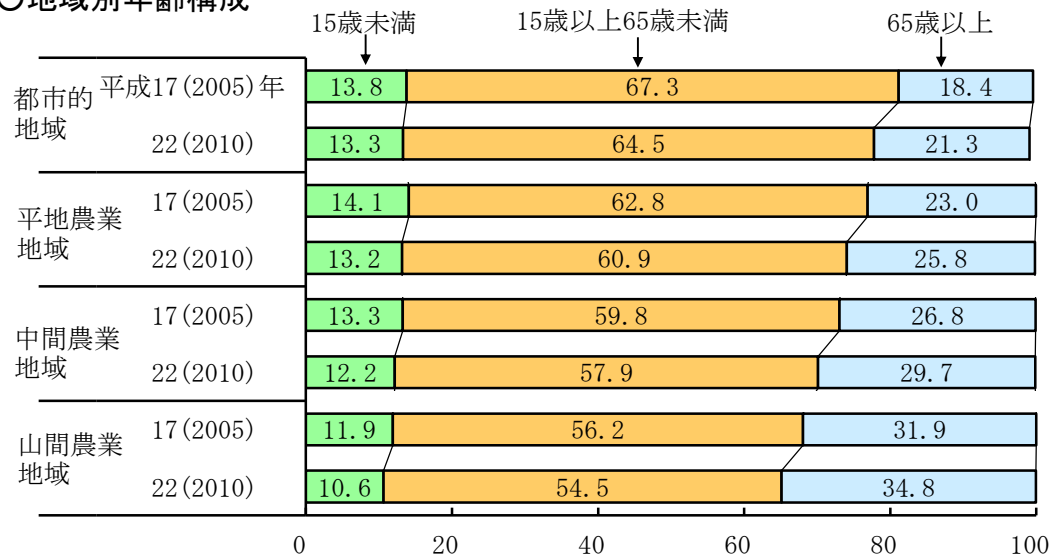
#### ○農業集落数の動向



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替）  
 注1：平成22年（2010年）は、平成12年（2000年）の調査対象範囲に極力合わせ、農業集落としての機能がない集落を除外する等の組み替えをした数値である。  
 注2：昭和45年は沖縄を除く。

農業集落とは、市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。  
 なお、農業集落調査では、平成12年までは市街化や過疎化により農業集落としての機能（農道や農業用排水路の共同管理や寄り合い等）がなくなったものは調査対象外としているが、平成22年は全域が市街化区域である農業集落以外の全ての農業集落を調査対象としている。

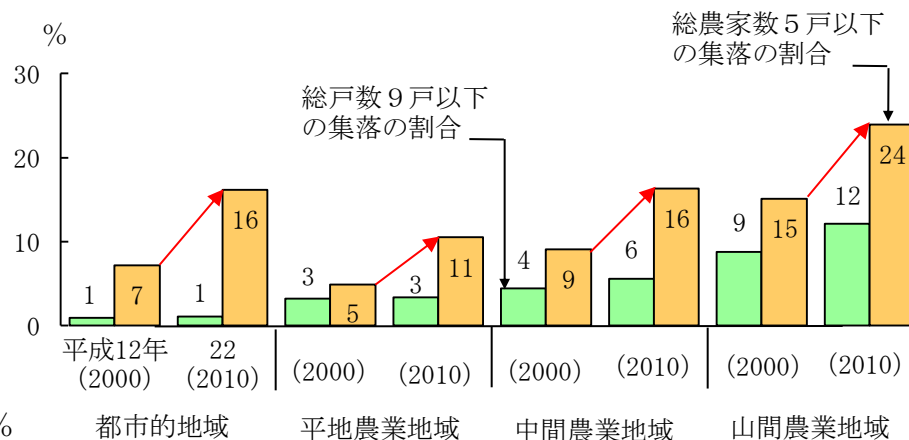
#### ○地域別年齢構成



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省で作成

注：年齢不詳があるため、合計が100%に満たない場合がある。

#### ○小規模集落の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

# 【関連施策】農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払

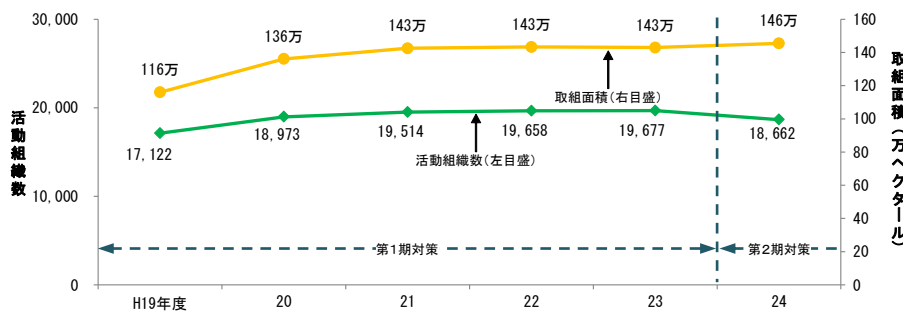
地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を全国146万haの農地で実施。また、中山間地域等において農業生産活動の継続により多面的機能の確保を図る取組を実施。

## 【農地・水保全管理支払】

○混住化、高齢化等の進行等により維持・管理が難しくなっている、農地・農業用水等の資源の保全管理や、農村環境の向上に資する共同活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」\*を平成19年度より開始し、平成24年度から第2期対策（～平成28年度）を実施。

○平成24年度は、全国約1万9千の活動組織が約146万haの農地で実施。（図）

図. 農地・水・保全管理支払の取組状況



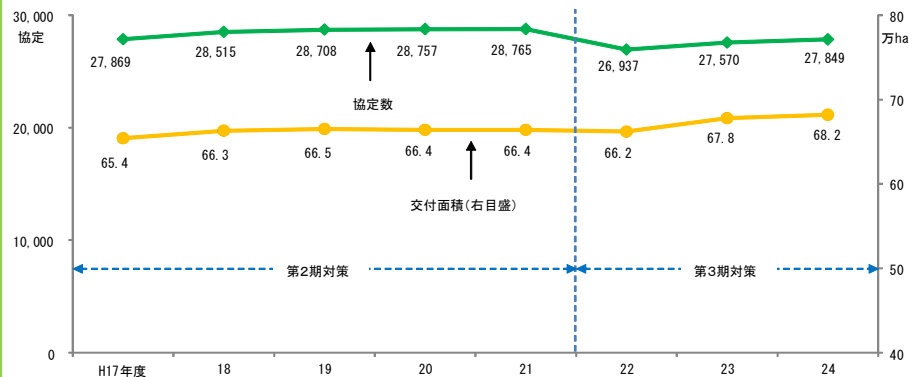
※ 平成23年度からは農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動を追加的に支援することとし、「農地・水保全管理支払交付金」と改称。また、平成24年度からは水質・土壌等の高度な保全活動等を追加的に支援。

## 【中山間地域等直接支払】

○耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う「中山間地域等直接支払」を平成12年度より開始し、平成22年度から第3期対策（～26年度）を実施。

○平成24年度は、全国約2万8千の協定が68.2万haの農地で実施。（図）

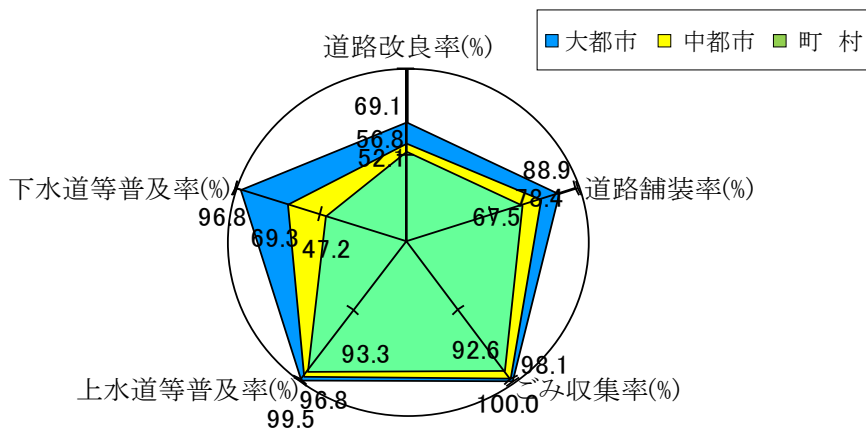
図. 中山間地域等直接支払の取組状況



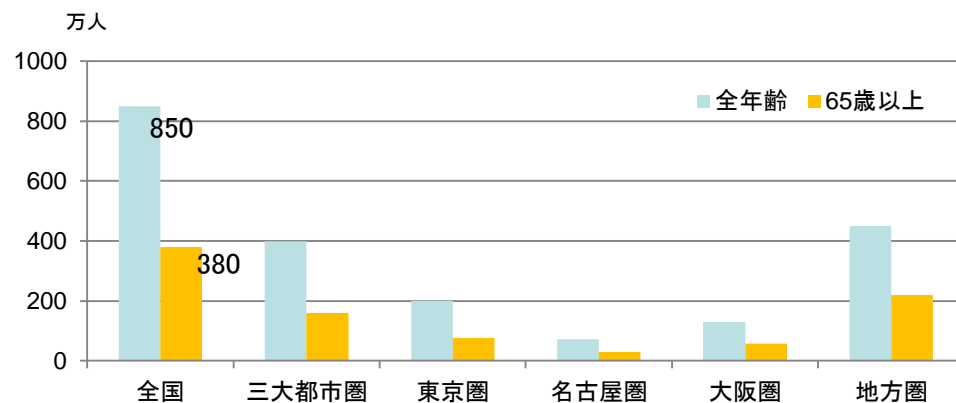
### 3 (3) 農村の生活環境

- 農村では、都市部に比べ生活環境施設の整備が遅れている。
- 生鮮食料品店までの距離が500m以上、かつ自動車を持たない人口は850万人、うち65歳以上は380万人にのぼり、特に高齢者に大きな負担。

#### ○ 都市と農村の生活環境施設の整備状況



#### ○ 生鮮食料品店までの距離が500m以上で、かつ自動車を持たない人口 (推計)



資料：総務省自治財政局「平成17年度 公共施設状況調」

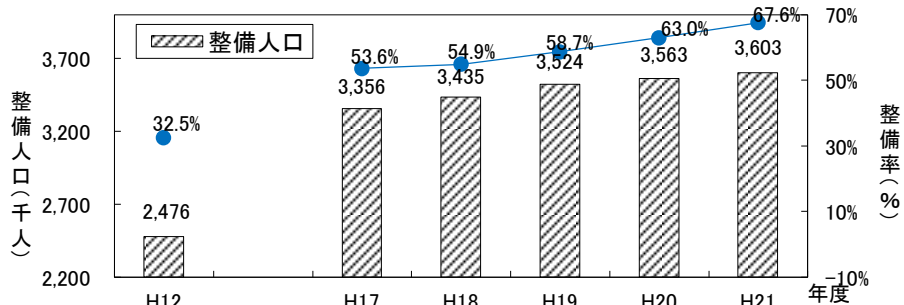
注1：データは平成18年3月末日現在（但し、道路改良率及び道路舗装率は平成18年4月1日現在）。

注2：大都市は、政令指定都市、中都市は、特別区、政令指定都市、中核市を除く人口10万人以上の市を指す。

注3：下水道等普及率は、住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計に対する公共下水道、集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設の現在処理区域内人口の合計の割合。

出典：農林水産政策研究所（平成25年6月3日公表）

#### ○ 農業集落排水施設整備人口・整備率の推移



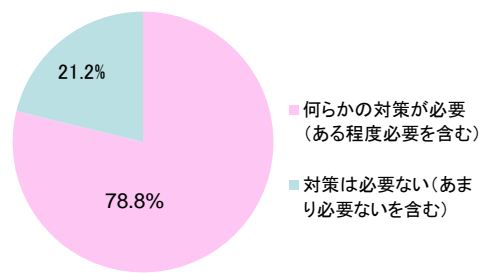
資料：農林水産省農村振興局調べ

注1：整備率は、当該年度の都道府県構想人口を分母としている。

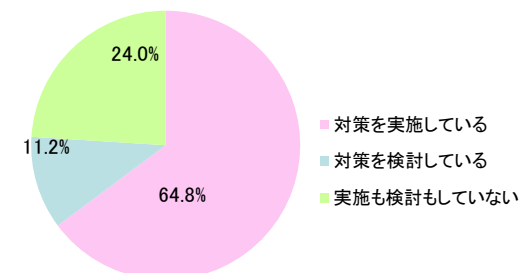
注2：東日本大震災の影響で、平成22年度は、岩手県、宮城県、福島県の3県において、平成23年度は、岩手県、福島県の2県において、平成24年度は福島県において調査不能な自治体があるため、全国値の集計を行っていない。

#### ○ 食料品アクセス問題への対策

[対策を必要とする市町村の割合]



[対策を必要とする市町村の対策の実施状況]



出典：農林水産省「食料品アクセス問題に関するアンケート調査」(平成24年11月実施)

### 3 (4) 鳥獣被害

- 野生鳥獣の生息分布域は、この4半世紀の間に3～7割程度拡大。
- 有害捕獲数は増加しているものの、野生鳥獣による農作物被害額は、近年200億円を上回っている状況。
- 野生鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の個体数(推定)は増加傾向にあり、現在の捕獲率を維持した場合、農林業等にさらに激甚な被害をもたらす恐れ。

#### ○ 生息分布域の拡大(昭和53年→平成15年)

**イノシシ1.3倍、ニホンジカ1.7倍、ニホンザル1.5倍**

※生息分布域とは、当該野生鳥獣の存在が確認された区域のこと。

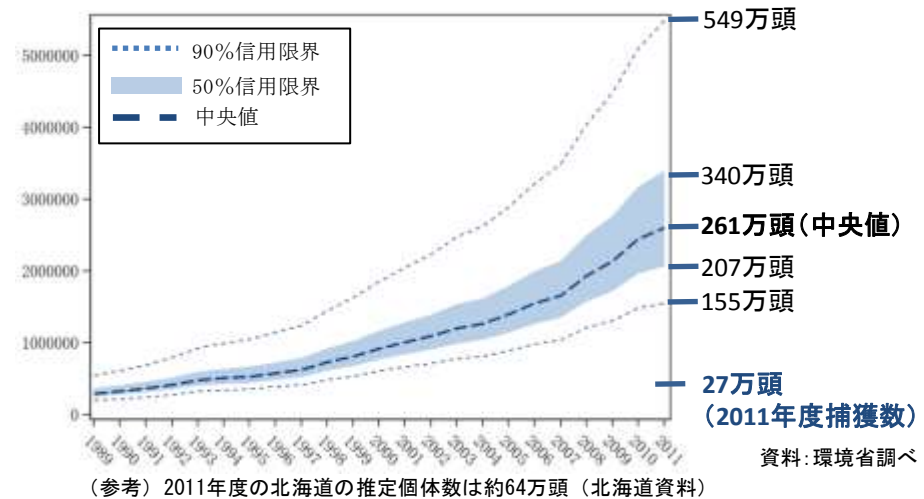
資料:環境省調べ

#### ○ 有害捕獲数の増加(万頭)

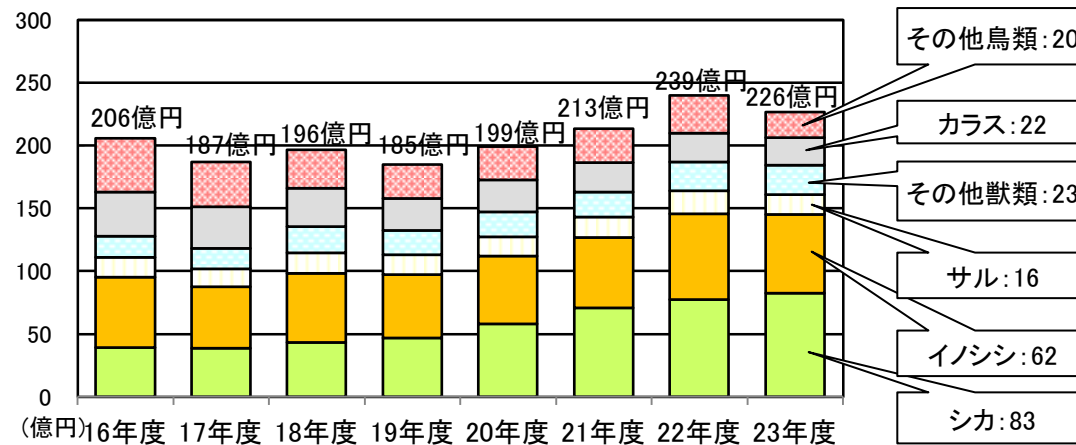
	H12年度	H22年度	増加率
イノシシ	4.8	24.9	<b>5.2倍</b>
ニホンジカ	4.7	19.5	<b>4.1倍</b>
ニホンザル	1.0頭	2.2	<b>2.2倍</b>

資料:環境省調べ

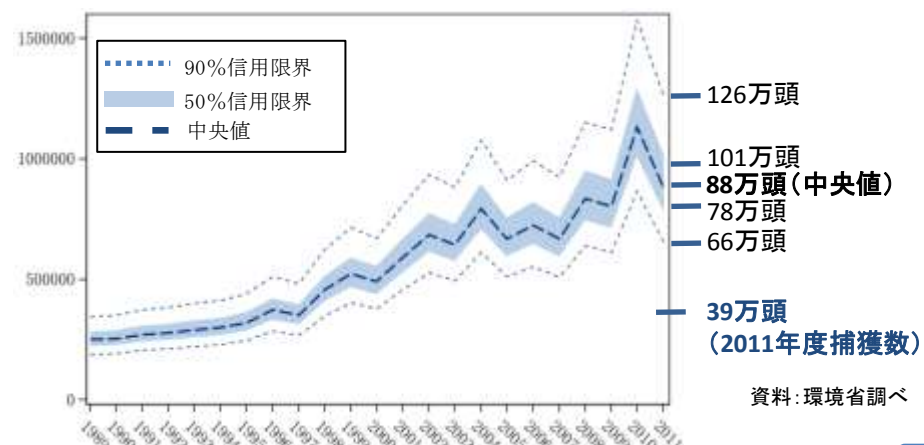
#### ○ 全国のニホンジカ(北海道除く)の推定個体数



#### ○ 野生鳥獣による農作物被害額(平成23年度: 226億円)



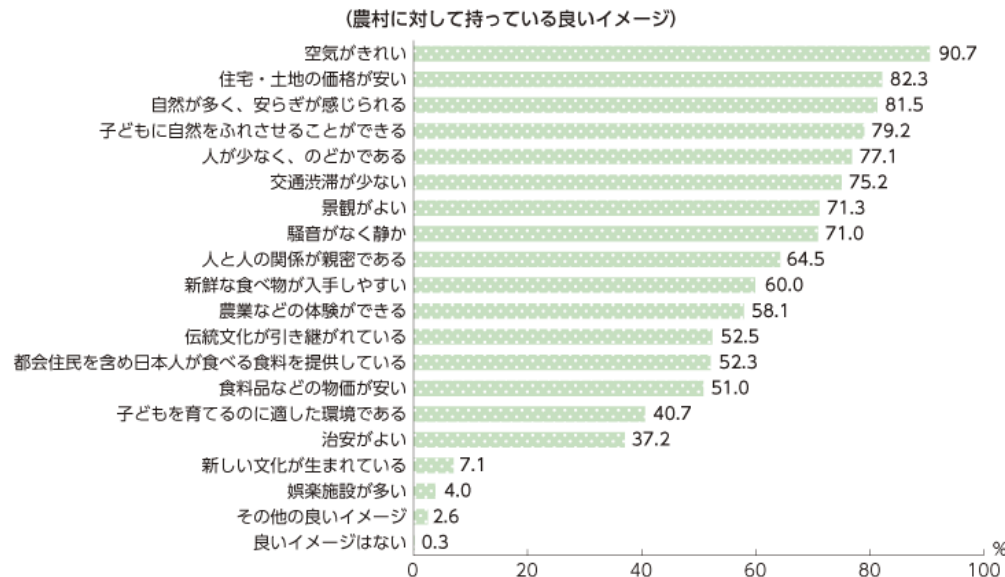
#### ○ 全国のイノシシの推定個体数



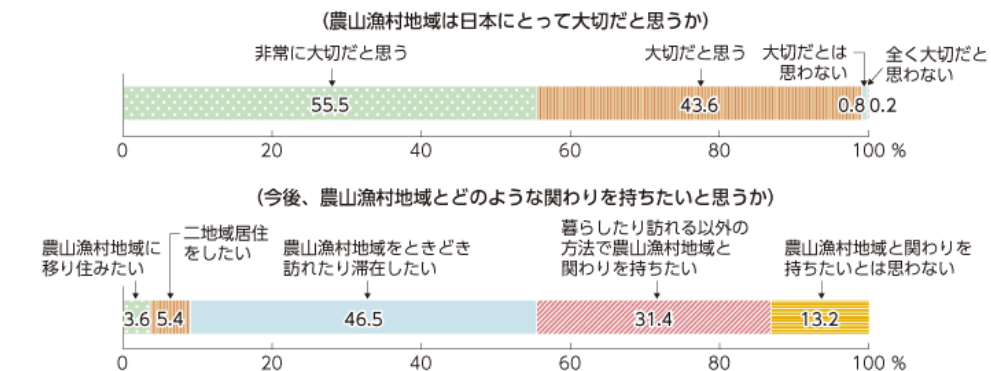
### 3 (5) 都市と農村の交流

- 都市住民は農村に、「空気がきれい」、「住宅・土地の価格が安い」、「自然が多く安らぎがある」といったイメージを持っており、農山漁村は日本にとって大切だと考えている。
- グリーン・ツーリズム施設での宿泊者数、市民農園の数はともに増加傾向。

#### ○ 都市住民の持つ農村のイメージ

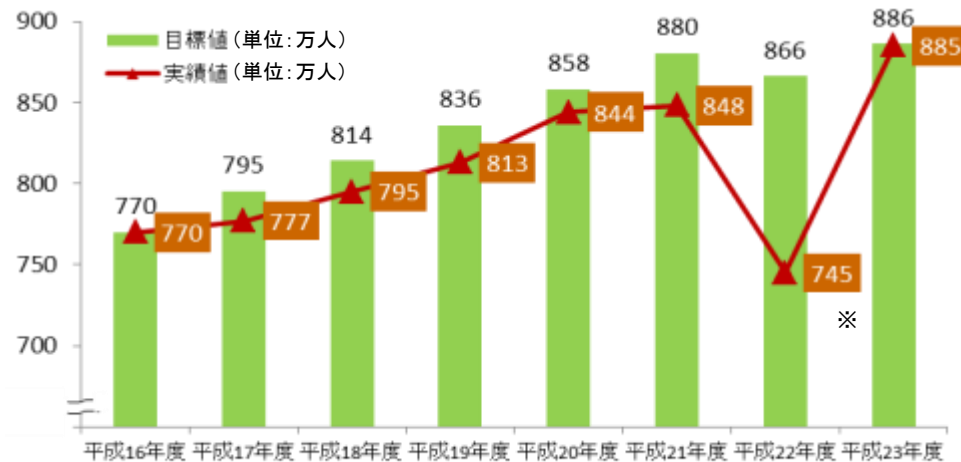


資料：農林水産省「農村に関する意識調査」(平成23(2011)年2月調査)  
注：都市住民を対象として実施したインターネット調査(回答総数1,081人)。



資料：国土交通省「農山漁村地域に関する都市住民アンケート調査」(平成25(2013)年2月公表)  
注：都市住民を対象として実施したインターネット調査(回答総数3,320人)。

#### ○ 全国のグリーン・ツーリズム施設年間のべ宿泊者数



資料：農林水産省農村振興局調べ  
※ 平成22年度の実績は被災等3県を除いた数値である。

#### ○ 市民農園の数、区画数及び面積の推移

	平成13年度末 【A】	平成23年度末 【B】	増加率 (【B】/【A】)
<b>農園数</b>	2,676	3,968	<b>148%</b>
開設主体	地方公共団体	2,090	112%
	農業協同組合	457	116%
	農業者	129	625%
	その他(NPO、企業等)	—	289
<b>区画数</b>	144,312	183,182	127%
<b>面積 (ha)</b>	874.4	1,339.5	153%

資料：農林水産省農村振興局調べ

注：特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法に基づき開設されたものの数値である。